

帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 18 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第 24 号

帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第13条中「その職員の勤務成績に応じ、かつ」を「その職員の直近の人事評価の結果、勤務の状況等に応じ、管理者が別に定めるところにより」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。